



欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所

# 酒類

主要な問題および提案



# 生產履歷管理

# 生産履歴管理

## 年次現状報告：わずかに進展

- ❑ 製造ロットコード(生産履歴管理情報)は、効果的で効率的な商品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。
- ❑ 深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。
- ❑ 消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確の絞られた効率的な対応が不可欠である。

# 生産履歴管理

## 年次現状報告：わずかに進展

- ❑ 2014年9月、国税庁は、製造ロットコードの重要性を強調する通達を8つの酒類業界団体に対して出した。
- ❑ さらに、国税庁は、2017年4月にこうした懸念を酒類販売管理研修教材に盛り込み、2017年7月には、経産省、厚労省、農水省が、酒類の販売・流通に携わる28団体に同様の通達を出した。
- ❑ とはいえ、こうした措置は重要ではあるものの、通達や研修は、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた商品の輸入と販売を禁止する拘束力を持たない。

# 生産履歴管理

## 提案

- 政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を発布すべきである。



# ワインおよび白色蒸留酒の 関税

# ワインおよび白色蒸留酒の関税

## 年次現状報告：大いに進展

- ワインに対する税は、EU-日本間のEPA発効時に撤廃されることになる。
- 白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

## 提案

- EBCは日本に対し、期待通り、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に関する関税率を恒久的にゼロに改めるよう要望する。



# 酒税



# 酒税

## 年次現状報告：一部進展

- ❑ 2017年の税制改革の下で、日本は、3段階(2020年、2023年、2026年)にわたってビールに対する税を引き下げるとともに発泡酒と「新ジャンル」飲料に対する税を引き上げて、最終的にリットル当たり157円にする。
- ❑ しかしながら、ワインに対する税は、2段階(2020年と2023年)で引き上げられ、リットル当たり100円という、日本酒に対する引き下げられた税率と同じになる。
- ❑ 来るべき税率引き上げの対象ではない蒸留酒に対する税は、ABVが37%未満の場合、リットル当たり370円という高さであり、さらに、ABVが1%増えるごとにリットル当たり10円が加算される。

# 酒税

## 提案

- ❑ 日本は、2017年の税制改革に従って、ビールの酒税制度を速やかに改正すべきである。
- ❑ EBCは、ワインに対する税の引き上げに反対するとともに、蒸留酒に対する税を引き下げよう日本に要望する。



# 添加物



# 添加物

## 年次現状報告：大いに進展

- ワイン添加物はEPA交渉で認められ（日本25品目、EU28品目）、EUで承認された添加物を用いるワインを日本は輸入できるようになる。

## 提案

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。



# ワインの定義

# ワインの定義

## 年次現状報告: 進展

- ❑ 日本のワインの表示基準は2015年に定められた。
- ❑ ワインの定義には改善が加えられてきた。
- ❑ 緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な商品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的に認められた定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

## 提案

- ❑ 日本は、EUや米国で用いられ、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認されている国際仕様に適合したワインの定義を実施すべきである。



# 地理的表示



# 地理的表示

## 年次現状報告：大いに進展

- EU-日本間のEPAを通じて合意される地理的表示(GI)の相互保護は、EU産の139品目の酒類商品についてのGI保護を保証することになる。

## 提案

- EBCは、EU-日本間のEPAの円滑な実施を要望するとともに、それを待ち望んでいる。